

平成 3 1 年 3 月 5 日

洞爺湖町議会平成 3 1 年 3 月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

同意第 8 号 農業委員会委員の任命について

同意第 9 号 農業委員会委員の任命について

同意第 10 号 農業委員会委員の任命について

同意第 11 号 農業委員会委員の任命について

同意第 12 号 農業委員会委員の任命について

同意第 13 号 農業委員会委員の任命について

同意第 14 号 農業委員会委員の任命について

同意第 15 号 農業委員会委員の任命について

同意第 16 号 農業委員会委員の任命について

同意第 17 号 農業委員会委員の任命について

同意第 18 号 農業委員会委員の任命について

同意第 19 号 農業委員会委員の任命について

同意第 20 号 農業委員会委員の任命について

同意第 21 号 農業委員会委員の任命について

議案第 38 号 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 39 号 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
及び洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第 40 号 洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

議案第 41 号 洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に
関する条例の一部改正について

議案番号	件名
議案第42号	洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正について
議案第43号	洞爺湖町保育所条例の一部改正について
議案第44号	洞爺湖町へき地保育所条例の廃止について
議案第45号	洞爺湖町公園条例の一部改正について
議案第46号	洞爺湖町農業研修センター条例の一部改正について
議案第47号	平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）
議案第48号	平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第49号	平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第50号	平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第51号	平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第52号	平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第53号	平成31年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第54号	平成31年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第55号	平成31年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第56号	平成31年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第57号	平成31年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第58号	平成31年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第59号	平成31年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

同意第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町入江145番地1

氏 名 澤 田 英 雄

昭和37年11月12日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第9号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町清水168番地

氏 名 小 林 忍

昭和27年9月18日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町月浦92番地

氏 名 青 山 晴 重

昭和25年5月30日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第11号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町花和130番地

氏 名 塩野谷 幸 一

昭和22年2月7日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町川東6番地5

氏 名 大 西 俊 則

昭和35年3月3日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町54番地

氏 名 京 谷 常 美

昭和23年11月4日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第14号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町151番地

氏 名 塩 田 満

昭和33年3月10日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第15号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町成香399番地

氏 名 原 田 尚 一

昭和36年5月6日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第16号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町成香64番地

氏 名 星 博 明

昭和34年2月2日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第17号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町香川108番地

氏 名 田 中 利 一

昭和29年12月3日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第18号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町香川5番地

氏 名 西 岡 正 雄

昭和39年1月18日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第19号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町成香365番地6

氏 名 小 山 隆 顕

昭和30年2月8日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第20号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町花和290番地38

氏 名 佐 藤 正 明

昭和30年2月20日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第21号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町57番地2

氏 名 村 上 正 弘

昭和27年3月24日生

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第 38 号

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
及び洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
及び洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「町長は」の次に「、洞爺湖町の区域内に住所を有する者若しくは国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた者(以下「国保住所地特例者」という。)又は高確法第 55 条の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは国保住所地特例者であったが高確法第 55 条の 2 の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者で」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有するとみなされた者(以下「他市町村国保住所地特例者」という。)又は高確法第 55 条の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは他市町村国保住所地特例者であったが高確法第 55 条の 2 の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者

(洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「乳幼児等」の次に「又は国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた乳幼児等」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有するとみなされた乳幼児等

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、平成30年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第40号

洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ア中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第41号

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に

改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第5項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は

指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の21中「第1節から前節」を「第1節から第4節」に改める。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指

定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「（第82条第7項）の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第6項の表中「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第113条第7項中「第73条第1項」を「第74条第1項」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第130条第9項中「第63条」を「第82条」に改める。

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第189条中「第169条」を「第189条」に改める。

第191条第7項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院

第192条第2項及び第193条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第197条第9号中「第1項」を「第4項」に改める。

第202条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」とを加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第42号

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正について

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表中「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第43号

洞爺湖町保育所条例の一部改正について

洞爺湖町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町保育所条例の一部を改正する条例

洞爺湖町保育所条例（平成18年洞爺湖町条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表洞爺保育所の項中「416番地」を「59番地13」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第44号

洞爺湖町へき地保育所条例の廃止について

洞爺湖町へき地保育所条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町へき地保育所条例を廃止する条例

洞爺湖町へき地保育所条例（平成18年洞爺湖町条例第94号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第45号

洞爺湖町公園条例の一部改正について

洞爺湖町公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町公園条例の一部を改正する条例

洞爺湖町公園条例（平成18年洞爺湖町条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1のロ その他の公園の表に次のように加える。

洞爺高校メモリアル公園	虻田郡洞爺湖町洞爺町58番地3	0.28ヘクタール
-------------	-----------------	-----------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第46号

洞爺湖町農業研修センター条例の一部を改正する条例について

洞爺湖町農業研修センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町農業研修センター条例の一部を改正する条例

洞爺湖町農業研修センター条例（平成18年洞爺湖町条例第124号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項第4号を削り、同項第5号中「第4号」を「第3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第47号

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142,246千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,987,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		46,170	353	46,523
	1. 負担金	46,170	353	46,523
14. 国庫支出金		445,099	△ 28,985	416,114
	1. 国庫負担金	260,400	3,952	264,352
	2. 国庫補助金	181,016	△ 32,937	148,079
15. 道支出金		513,305	△ 92,416	420,889
	1. 道負担金	183,011	1,237	184,248
	2. 道補助金	313,883	△ 93,653	220,230
17. 寄附金		53,700	30,646	84,346
	1. 寄附金	53,700	30,646	84,346
18. 繰入金		246,250	△ 10,827	235,423
	1. 繰入金	246,250	△ 10,827	235,423
20. 諸収入		67,589	△ 17	67,572
	5. 雑収入	50,017	△ 17	50,000
21. 町債		735,300	△ 41,000	694,300
	1. 町債	735,300	△ 41,000	694,300
歳入合計		7,129,767	△ 142,246	6,987,521

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		66,169	△ 336	65,833
	1. 議 会 費	66,169	△ 336	65,833
2. 総 務 費		446,369	30,364	476,733
	1. 総 務 管 理 費	419,455	30,364	449,819
3. 民 生 費		1,718,002	△ 35,136	1,682,866
	1. 社 会 福 祉 費	958,494	△ 1,723	956,771
	3. 医 療 助 成 費	243,381	△ 9,486	233,895
	4. 児 童 福 祉 費	159,686	△ 7,560	152,126
	5. 保 育 所 費	355,166	△ 16,367	338,799
4. 衛 生 費		392,747	△ 6,799	385,948
	1. 保 健 衛 生 費	130,759	1,388	132,147
	4. 清 掃 費	236,323	△ 8,187	228,136
6. 農 林 水 産 業 費		152,749	△ 4,716	148,033
	1. 農 業 費	63,201	△ 402	62,799
	2. 林 業 費	8,913	△ 385	8,528
	3. 水 産 業 費	80,635	△ 3,929	76,706
7. 商 工 費		388,319	24,905	413,224
	1. 商 工 費	77,223	△ 3,687	73,536
	2. 観 光 費	311,096	28,592	339,688
8. 土 木 費		1,237,270	△ 151,427	1,085,843
	1. 土 木 管 理 費	42,958	△ 1,490	41,468
	2. 道 路 橋 梁 費	300,052	25,125	325,177
	3. 河 川 費	12,649	△ 724	11,925

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 都市公園費	413,843	5,000	418,843
	6. 住宅・建築費	437,850	△ 179,338	258,512
9. 消防費		320,946	△ 6,679	314,267
	1. 消防費	320,946	△ 6,679	314,267
10. 教育費		411,887	△ 20,973	390,914
	1. 教育総務費	109,404	△ 4,301	105,103
	2. 小学校費	67,075	△ 7,400	59,675
	3. 中学校費	62,398	△ 740	61,658
	4. 社会教育費	100,075	△ 9,001	91,074
	5. 保健体育費	72,935	469	73,404
11. 公債費		859,776	11,058	870,834
	1. 公債費	859,776	11,058	870,834
12. 給与費		1,089,348	△ 700	1,088,648
	1. 給与費	1,089,348	△ 700	1,088,648
13. 予備費		32,418	19,871	52,289
	1. 予備費	32,418	19,871	52,289
14. 災害復旧費		9,243	△ 1,678	7,565
	1. その他公共施設・公用施設災害復旧事業	9,243	△ 1,678	7,565
歳出	合計	7,129,767	△ 142,246	6,987,521

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	1,253千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
洞爺保育所 建替事業	245,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資金 とし、その融資 条件による。 ただし、町 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、も しくは繰上償 還又は低利に 借換えること ができる。	228,300	同左	同左	同左
漁港整備事業	2,300	同上	同上	同上	1,200	同上	同上	同上
月浦運動公園 施設整備事業	40,800	同上	同上	同上	37,500	同上	同上	同上
防災施設等 整備事業	2,800	同上	同上	同上	2,500	同上	同上	同上
高砂貝塚保存 整備事業	5,400	同上	同上	同上	3,100	同上	同上	同上
学校施設 整備事業	7,500	同上	同上	同上	6,600	同上	同上	同上
雪寒機械 整備事業	26,500	同上	同上	同上	11,500	同上	同上	同上
橋梁長寿 命化事業	14,000	同上	同上	同上	13,100	同上	同上	同上

議案第48号

平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,474,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		42,785	100	42,885
	1. 総務管理費	37,737	100	37,837
2. 保険給付費		1,069,403	1,000	1,070,403
	1. 保険給付費	1,069,403	1,000	1,070,403
6. 基金積立金		1	10,000	10,001
	1. 基金積立金	1	10,000	10,001
9. 予備費		13,916	△ 10,000	3,916
	1. 予備費	13,916	△ 10,000	3,916
歳出合計		1,473,502	1,100	1,474,602

議案第49号

平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,951千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ688,068千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		192,937	△ 6,600	186,337
	1. 使用料	192,772	△ 6,600	186,172
3. 国庫支出金		20,308	△ 351	19,957
	1. 国庫補助金	20,308	△ 351	19,957
5. 繰入金		413,000	5,000	418,000
	1. 繰入金	413,000	5,000	418,000
歳入合計		690,019	△ 1,951	688,068

議案第50号

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,062,940千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 介 護 保 険 料		174,163	△ 2,009	172,154
	1. 介 護 保 険 料	174,163	△ 2,009	172,154
3. 国 庫 支 出 金		258,004	14,461	272,465
	1. 国 庫 負 担 金	159,535	779	160,314
	2. 国 庫 補 助 金	98,469	13,682	112,151
4. 道 支 出 金		151,750	510	152,260
	1. 道 負 担 金	139,770	591	140,361
	2. 道 補 助 金	11,980	△ 81	11,899
5. 支 払 基 金 交 付 金		256,729	1,718	258,447
	1. 支 払 基 金 交 付 金	256,729	1,718	258,447
7. 繰 入 金		193,435	△ 3,803	189,632
	2. 基 金 繰 入 金	25,543	△ 3,803	21,740
歳 入 合 計		1,052,063	10,877	1,062,940

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		39,528	6,163	45,691
	1. 総務管理費	29,254	6,885	36,139
	2. 介護認定審査会費	10,158	△ 722	9,436
2. 保険給付費		920,932	4,219	925,151
	1. 介護サービス等諸費	813,762	10,638	824,400
	5. 特定入所者介護サービス等費	60,819	△ 6,419	54,400
3. 地域支援事業費		74,932	495	75,427
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	29,838	2,138	31,976
	2. 包括的支援事業費	45,094	△ 1,643	43,451
歳出合計		1,052,063	10,877	1,062,940

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	地域介護・福祉空間整備等 施設整備事業	6,885千円

議案第51号

平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
簡易水道事業	16,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資金 とし、その融 資条件によ る。 ただし、町 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、も しくは繰上償 還又は低利に 借換えること ができる。	15,800	同左	同左	同左

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		693	1,300	1,993
	1. 負担金	693	1,300	1,993
2. 使用料及び手数料		40,312	600	40,912
	1. 使用料	40,261	600	40,861
6. 町 債		16,500	△ 700	15,800
	1. 町 債	16,500	△ 700	15,800
歳 入 合 計		100,598	1,200	101,798

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		11,045	△ 200	10,845
	1. 総務管理費	11,045	△ 200	10,845
2. 簡易水道施設費		31,978	1,522	33,500
	1. 施設管理費	15,478	1,522	17,000
4. 予備費		2,792	△ 122	2,670
	1. 予備費	2,792	△ 122	2,670
歳出合計		100,598	1,200	101,798

議案第52号

平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		100,279	△ 788	99,491
	1. 後期高齢者医療保険料	100,279	△ 788	99,491
2. 繰入金		58,982	△ 540	58,442
	1. 一般会計繰入金	58,982	△ 540	58,442
歳入合計		166,502	△ 1,328	165,174

議案第53号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町一般会計予算

平成31年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,059,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 町	税	1,138,000
	1. 町 民 税	386,730
	2. 固 定 資 産 税	546,590
	3. 軽 自 動 車 税	21,680
	4. 町 た ば こ 税	85,000
	5. 入 湯 税	98,000
2. 地 方 譲 与 税		63,200
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	43,900
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	19,300
3. 利 子 割 交 付 金		1,000
	1. 利 子 割 交 付 金	1,000
4. 配 当 割 交 付 金		1,500
	1. 配 当 割 交 付 金	1,500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		250
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		198,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	198,000
7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		500
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	500
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		8,800
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,800
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		5,600
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	5,600

款	項	金額
10. 地方特例交付金		1,000
	1. 地方特例交付金	1,000
11. 地方交付税		3,080,000
	1. 地方交付税	3,080,000
12. 交通安全対策特別交付金		1,000
	1. 交通安全対策特別交付金	1,000
13. 分担金及び負担金		41,086
	1. 負担金	41,086
14. 使用料及び手数料		223,237
	1. 使用料	191,794
	2. 手数料	31,443
15. 国庫支出金		457,964
	1. 国庫負担金	269,053
	2. 国庫補助金	178,441
	3. 委託金	10,470
16. 道支出金		725,294
	1. 道負担金	175,106
	2. 道補助金	530,768
	3. 委託金	19,420
17. 財産収入		22,870
	1. 財産運用収入	20,325
	2. 財産売却収入	2,545
18. 寄附金		98,800
	1. 寄附金	98,800
19. 繰入金		230,728
	1. 繰入金	230,728

款	項	金額
20. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
21. 諸収入		62,211
	1. 延滞金、加算金及び過料	3
	2. 預金利息	1
	3. 貸付金元利収入	13,937
	4. 受託事業収入	2,494
	5. 雑収入	45,776
22. 町債		678,400
	1. 町債	678,400
歳入合計		7,059,440

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		60,865
	1. 議 会 費	60,865
2. 総 務 費		374,206
	1. 総 務 管 理 費	337,685
	2. 徴 税 費	7,004
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	6,883
	4. 選 挙 費	20,551
	5. 統 計 調 査 費	971
	6. 監 査 委 員 費	1,112
3. 民 生 費		1,453,095
	1. 社 会 福 祉 費	959,482
	2. 国 民 年 金 費	37
	3. 医 療 助 成 費	222,732
	4. 児 童 福 祉 費	158,070
	5. 保 育 所 費	112,774
4. 衛 生 費		378,523
	1. 保 健 衛 生 費	127,262
	2. 環 境 衛 生 費	18,499
	3. 畜 犬 対 策 費	240
	4. 清 掃 費	229,942
	5. 公 害 対 策 費	2,580
5. 労 働 費		4,040
	1. 労 働 費	4,040

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		419,905
	1. 農 業 費	391,641
	2. 林 業 費	9,147
	3. 水 産 業 費	19,117
7. 商 工 費		311,810
	1. 商 工 費	117,642
	2. 観 光 費	194,168
8. 土 木 費		1,266,450
	1. 土 木 管 理 費	35,758
	2. 道 路 橋 梁 費	322,427
	3. 河 川 費	5,375
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	26,954
	5. 都 市 計 画 費	399,839
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	476,097
9. 消 防 費		406,936
	1. 消 防 費	406,936
10. 教 育 費		394,201
	1. 教 育 総 務 費	101,626
	2. 小 学 校 費	70,751
	3. 中 学 校 費	57,325
	4. 社 会 教 育 費	94,274
	5. 保 健 体 育 費	70,225
11. 公 債 費		871,126
	1. 公 債 費	871,126
12. 給 与 費		1,100,283
	1. 給 与 費	1,100,283

款	項	金額
13. 予備費		18,000
	1. 予備費	18,000
歳出	合計	7,059,440

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
北海道市町村備荒資金組合から 戸籍総合システムの譲渡を受ける 債務負担	自 平成31年度 至 平成35年度	17,280千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等解体 事 業	5,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条件 による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に 借換えることができる。
乳幼児等医療助成 事 業	13,000	同 上	同 上	同 上
集会所改修事業	1,500	同 上	同 上	同 上
火葬場改修事業	1,500	同 上	同 上	同 上
旧洞爺保育所 解 体 事 業	7,400	同 上	同 上	同 上
農道整備事業	5,800	同 上	同 上	同 上
人參選別機 等 整 備 事 業	78,400	同 上	同 上	同 上
農業施設解体事業	4,700	同 上	同 上	同 上
定住促進住宅 建 設 事 業	64,200	同 上	同 上	同 上
文化センター LED 整備事業	4,100	同 上	同 上	同 上
森林博物館 建 設 事 業	7,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財田キャンプ場 改修事業	3,900	同上	同上	同上
住宅リフォーム 支援事業	8,000	同上	同上	同上
洞爺の水ペット ボトリング事業	3,700	同上	同上	同上
車両整備事業	5,100	同上	同上	同上
虻田地区道路等 環境整備事業	134,000	同上	同上	同上
成香地区排水等 整備事業	7,400	同上	同上	同上
橋梁長寿命化 修繕事業	16,000	同上	同上	同上
高砂川水路 改修事業	2,300	同上	同上	同上
月浦団地解体事業	9,100	同上	同上	同上
水槽車更新事業	60,800	同上	同上	同上
多機能積載車更新 事業	24,000	同上	同上	同上
非常用電源整備事業	3,500	同上	同上	同上
小中学校改修事業	13,900	同上	同上	同上
史跡入江・高砂貝 塚保存活用事業	15,800	同上	同上	同上
芸術館改修事業	1,700	同上	同上	同上
あぶた体育館改修 事業	2,500	同上	同上	同上
虻田給食センター 改修事業	3,300	同上	同上	同上
臨時財政対策債	170,000	同上	同上	同上

議案第54号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

平成31年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,427,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		185,547
	1. 国 民 健 康 保 険 税	185,547
2. 道 支 出 金		1,070,753
	1. 道 負 担 金	1,070,753
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		171,000
	1. 繰 入 金	171,000
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,427,307

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		40,981
	1. 総 務 管 理 費	35,884
	2. 徴 収 費	287
	3. 運 営 協 議 会 費	157
	4. 特 別 対 策 事 業 費	4,653
2. 保 険 給 付 費		1,061,293
	1. 保 険 給 付 費	1,061,293
3. 国民健康保険事業費納付金		306,777
	1. 国民健康保険事業費納付金	306,777
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1
5. 保 健 事 業 費		13,783
	1. 保 健 事 業 費	7,803
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,980
6. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
7. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
8. 諸 支 出 金		333
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	333
9. 予 備 費		4,038
	1. 予 備 費	4,038
歳 出	合 計	1,427,307

議案第55号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

平成31年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ684,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1. 分 担 金	1
	2. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		189,033
	1. 使 用 料	188,754
	2. 手 数 料	279
3. 国 庫 支 出 金		25,430
	1. 国 庫 補 助 金	25,430
4. 道 支 出 金		10,854
	1. 道 補 助 金	10,854
5. 繰 入 金		399,000
	1. 繰 入 金	399,000
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		1
	1. 雑 入	1
8. 町 債		59,800
	1. 町 債	59,800
歳 入 合 計		684,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 公 共 下 水 道 費		306,653
	1. 下 水 道 管 理 費	219,444
	2. 下 水 道 建 設 費	87,209
2. 公 債 費		375,570
	1. 公 債 費	375,570
3. 予 備 費		1,898
	1. 予 備 費	1,898
歳 出 合 計		684,121

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	59,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第56号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

平成31年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,073,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		173,850
	1. 介 護 保 険 料	173,850
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		2,992
	1. 負 担 金	2,992
3. 国 庫 支 出 金		266,249
	1. 国 庫 負 担 金	166,502
	2. 国 庫 補 助 金	99,747
4. 道 支 出 金		156,708
	1. 道 負 担 金	146,138
	2. 道 補 助 金	10,570
5. 支 払 基 金 交 付 金		270,131
	1. 支 払 基 金 交 付 金	270,131
6. 財 産 収 入		129
	1. 財 産 運 用 収 入	129
7. 繰 入 金		203,584
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	172,791
	2. 基 金 繰 入 金	30,793
8. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
9. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入	合 計	1,073,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		39,139
	1. 総 務 管 理 費	27,086
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	11,937
	3. 運 営 協 議 会 費	116
2. 保 険 給 付 費		961,967
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	857,652
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	20,508
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	23,253
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	3,518
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	56,327
	6. そ の 他 諸 費	709
3. 地 域 支 援 事 業 費		71,259
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	38,542
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	32,717
4. 基 金 積 立 金		129
	1. 基 金 積 立 金	129
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		1,055
	1. 予 備 費	1,055
歳 出	合 計	1,073,700

議案第57号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

平成31年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		703
	1. 負 担 金	703
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		40,725
	1. 使 用 料	40,674
	2. 手 数 料	51
3. 繰 入 金		41,000
	1. 繰 入 金	41,000
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		25
	1. 雑 入	25
6. 町 債		10,800
	1. 町 債	10,800
歳 入 合 計		93,254

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		11,000
	1. 総 務 管 理 費	11,000
2. 簡 易 水 道 施 設 費		25,201
	1. 施 設 管 理 費	14,390
	2. 簡 易 水 道 建 設 費	10,811
3. 公 債 費		56,507
	1. 公 債 費	56,507
4. 予 備 費		546
	1. 予 備 費	546
歳 出 合 計		93,254

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	10,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第58号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		103,193
	1. 後期高齢者医療保険料	103,193
2. 繰 入 金		58,341
	1. 一般会計繰入金	58,341
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		3
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		161,538

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		5,404
	1. 総 務 管 理 費	4,585
	2. 徴 収 費	819
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		155,761
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	155,761
3. 諸 支 出 金		150
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	150
4. 予 備 費		223
	1. 予 備 費	223
歳 出 合 計		161,538

議案第59号

平成31年度 虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 3,780戸 |
| (2) 年間総給水量 | 937,700m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 2,569m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 配水管布設替工事 | 40m |
| (イ) 配水管布設工事 | 108m |
| (ウ) 浄水場施設整備 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収入)

第1款	水道事業収益	280,764千円
第1項	営業収益	212,944千円
第2項	営業外収益	67,819千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	水道事業費用	280,764千円
第1項	営業費用	247,917千円
第2項	営業外費用	14,271千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	18,575千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,299千円は、過年度分損益勘定留保資金36,630千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,669千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	95,900千円
第 1 項	企 業 債	95,900千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	141,199千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	45,285千円
第 2 項	建 設 改 良 費	95,914千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	95,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,526千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,985千円と定める。

平成31年3月5日提出

洞爺湖町長 真屋敏春